

営業許可申請書（新規）

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※ 「食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届等の個人情報の取扱いについて」を確認した場合は次の欄にチェックをしてください（□）

申請者・届出者情報

郵便番号：電話番号：FAX番号：電子メールアドレス：法人番号：申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地(ふりがな)(生年月日)申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名年 月 日生

営業施設情報

郵便番号：電話番号：FAX番号：電子メールアドレス：施設の所在地(ふりがな)施設の名称、屋号又は商号(ふりがな)資格の種類 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）講習会名称 年 月 日主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装自由記載自動販売機の型番業態 臨時営業HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。☐ HACCPに基づく衛生管理☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設☐輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。☐

営業届出

営 業 の 形 態備考123

担当者

(ふりがな)電話番号担当者氏名

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係							該当には ☒										
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。							☐									
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。							☐									
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。							☐									
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別								☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）									
									☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）									
									☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）									
									☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング									
	(ふりがな)								資格の種類									
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要								受講した講習会		講習会名称		年 月 日						
使用水の種類								自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合										
① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道）																		
② ☐ ①以外の飲用に適する水																		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設								☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設				☐			
	ふぐの処理を行う施設														☐			
	(ふりがな)																	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合										認定番号等								
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面								☐									
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果								☐									
	☐								☐									
	☐								☐									
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日								営 業 の 種 類				備考					
	1	年 月 日																
	2	年 月 日																
	3	年 月 日																
	4	年 月 日																
備考																		